



成年年齢引き下げによって増加した若者消費者トラブル

18歳から“大人”に

Point 1 保護者の同意なく一人で契約できる。

Point 2 責任を負うのも自分自身。

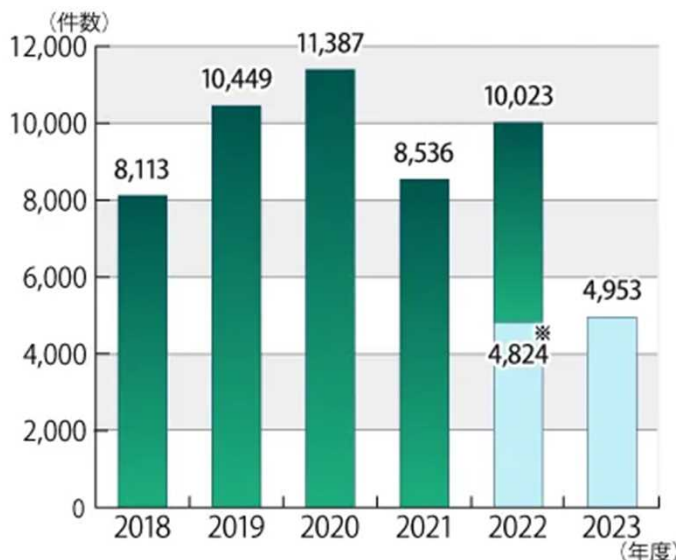
成人になると消費者トラブルに遭いやすい

18歳は、高校3年生や専門学校生、大学生や社会人1年生などあらゆる境遇の人がいます。法律上は成人でも

「社会経験が不足しており判断力がまだ身についていない」

という人も多く、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高いことが特徴です。

図. PIO-NET (注) における契約当事者が18歳・19歳の相談件数の推移



2023年度上半期の18歳・19歳の相談件数は、2022年度上半期（4～9月）とほぼ横ばい。

順位	商品・役務等	増加件数 (件)	2022年度 (件)	2021年度 (件)	対前年度比 (倍)
1	脱毛エステ	617	716	99	7.23
2	医療サービス	72	116	44	2.64
3	コンサート	56	94	38	2.47
4	エステティックサービス	35	46	11	4.18
5	普通・小型自動車	27	74	47	1.57
6	痩身エステ	24	25	1	25.00
7	他の内職・副業	23	181	158	1.15
8	金融関連サービスその他	21	44	23	1.91
9	携帯電話サービス	18	69	51	1.35
10	モバイルデータ通信	17	39	22	1.77

資料：(独) 国民生活センター「18歳・19歳の消費者トラブルの状況—成年年齢引下げから1年」(令和5年(2023年)5月31日公表) PIO-NET (注) (全国消費生活情報ネットワークシステム) 登録分

商品・役割等別で見ると、2022年度上半期の傾向と大きな変化はなく、上位5位までは同じ商品・役務等となっている。引き続き「美(び)」(「脱毛エステ」「医療サービス」など)と「金(かね)」(「他の内職・副業」「金融コンサルティング」など)に関する相談が多く寄せられている。

新成人の皆さんへ

軽い気持ちで契約しない

うまい話に飛びつかない

ネットの情報に流されない

契約をせかす者は相手にしない

借金をしてまで契約しない

きっぱり断ることも勇気!

相談は、「188」



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】

宮崎県消費生活センター

0985-25-0999

都城支所

0986-24-0999

いやや

延岡支所

0982-31-0999

【消費者ホットライン】



(お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

